

年 月 日

(宛先) 高松市長

住 所
 申込者 氏 名
 電話番号

定 期 駐 車 券 購 入 申 込 書

高松市夜間急病診療所条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり提出します。

車 両 番 号		
車 両 所有者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	電話 () —
定期駐車券による 駐車の対象時間	平日の午前0時から午後12時まで、入出場できる時間は午前8時30分から翌日の午前0時30分までです(土日祝日は定期駐車券による利用はできません。)	
使用料及び使用期間	<input type="checkbox"/> 1か月 (8,000円) <input type="checkbox"/> 3か月 (21,600円) <input type="checkbox"/> 6か月 (38,400円) (希望する使用期間の <input type="checkbox"/> 内に「レ」を記入してください。)	

発 行 年 月 日			年 月 日						
購入日	種類	定期駐車券番号	有効期限	取扱者印	購入日	種類	定期駐車券番号	有効期限	取扱者印
/	月	No	/		/	月	No	/	
/	月	No	/		/	月	No	/	
/	月	No	/		/	月	No	/	
/	月	No	/		/	月	No	/	
/	月	No	/		/	月	No	/	
/	月	No	/		/	月	No	/	

注1 太線内には、記入しないでください。

注2 裏面に記載の利用規約を確認の上提出してください。提出のあったときは裏面の利用規約について確認しているものとみなします。

利 用 規 約

- 1 駐車場所は、夜間急病診療所駐車場の屋上の区画内とします。
- 2 自動車保管場所の証明はいたしません。
- 3 申込書に虚偽の記載をしたり、駐車場を不正に利用したりした場合は、以後の利用をお断りする場合があります。
- 4 定期駐車券の途中解約は、原則としていたしません。なお、定期駐車券を紛失し、又は破損した場合は、速やかに申し出てください。
- 5 有効期間は、1か月、3か月及び6か月です。
- 6 定期駐車券による駐車場利用指定時間（期間）を超えて駐車した場合は、普通駐車の場合の駐車場使用料が課金されます。
- 7 第三者に定期駐車券の貸与又は譲渡をすることはできません。また、申込書に記載した車両以外の利用は、お断りいたします。車両を変更する場合は、必ず申し出てください。
- 8 管理上やむを得ない理由により駐車場の全部又は一部の供用を休止することがあります。
- 9 駐車場内における車両の損傷事故（自然災害による損傷を含む。）、盗難等については責任を負いません。
- 10 定期駐車の有効期限を過ぎた車両を一週間を超えて置くことができません。

・個人情報の取扱いについて

定期駐車券購入申込書に記入していただく個人情報は、手続に必要な申込内容を確認するために使用するほか、定期駐車券の紛失時など、お客さまへ御連絡する必要がある場合に使用します。

・第三者への提供等について

取得しました個人情報の第三者への提供につきましては、次の場合を除き行いません。

第三者に提供することにつき事前に同意をいただいた場合

個人情報保護法その他の法令で認められた場合